

中規模小売店舗設置に関する協議について

中規模小売店舗を設置する場合、「吹田市中規模小売店舗設置に関する指導要領」(以下「要領」という)に基づき、都市魅力部地域経済振興室と協議を行う必要がありますので、協議内容について中規模開発事業事前協議承認申請書(以下「申請書」という)の提出前に確認してください。

申請書提出後、要領に基づき事業計画書を提出してください。

要領概要

- ・ 「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- ・ 「中規模小売店舗」とは、一の建物であって、その建物内の一の店舗の店舗面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗に該当する建物を除く。）をいう。
- ・ 新設又は増設をする者は、事業計画書に付近見取図並びに駐車・駐輪場及びゴミ置場等の記載がある配置図等を添えて市長に届け出なければならない。
- ・ 事業計画書届出の時期は
 - ①新設又は増設が吹田市開発事業の手続等に関する条例の適用を受ける場合は、中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出の日から建築基準法に規定する建築確認申請の日まで
 - ②中規模小売店舗の新設又は増設が吹田市開発事業の手続等に関する条例の適用を受けない場合にあっては、これに着手する前まで
- ・ 事業計画書の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、事業計画書及び同項に規定する添付書類を公告の日から1月間縦覧する。
- ・ 届出に関して意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から14日を経過する日までの間に、市長に対し意見書を提出することができる。
- ・ 届出に関して意見の有無に関わらず公告の日から2月以内に当該届出をした者に通知する。

問い合わせ先 吹田市 都市魅力部 地域経済振興室

Tel 06-6170-2370